

派遣法第 23 条第 5 項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(2024 年 6 月 1 日時点)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第 23 条第 5 項の定めにより、派遣事業を行う事業所ごとの情報提供が義務付けられました。下記の通り当組合の派遣事業運営情報を公開いたします。

- 事業所の名称： 龍神村森林組合
- 事業所の所在地： 和歌山県田辺市龍神村東 401 番地
- 許可番号： 派 30-300092

1.派遣労働者の実績

派遣労働者数の数	3 人
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数：派遣先の実数	1 件

2.労働者派遣の料金、派遣労働者の賃金の額

派遣料金の平均額（8 時間あたり）	17.363 円
派遣労働者の賃金の平均額（8 時間あたり）	13.899 円

3.マージン率

20.0%	計算式： $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
-------	--

4.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

派遣労働者	派遣前安全訓練 費用：無償 賃金：有給 訓練：off-jt
全労働者	費用：無償 賃金：有給 訓練：off/on-jt

5.キャリアコンサルティング窓口

総務課 0739-78-0246

6.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない
